

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する		評価方式	総合(実績)事業	番号	6-22
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）		20,952,860	1,024,854	1,120,400		
（ 補 正 後 ）		20,952,860				
前年度繰越額（千円）		124,300				
予備費使用額（千円）		0				
流用等増△減額（千円）		0				
歳出予算現額（千円）	0 <0>	21,077,160 <0>				
支出済歳出額（千円）		2,190,085				
翌年度繰越額（千円）		414,905				
不用額（千円）	0 <0>	18,472,170 <0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	達成すべき目標は「景観に優れた国土・観光地づくり」とする。 目標の達成度合いは、政策チェックアップに業績指標として登録されている「景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数」、「景観計画に基づき取組を進める地域の数」、「歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村の数」の指標値を用いて測定する。					
政策評価結果を受けて改善すべき点	業績指標は目標達成に向けて順調に推移していることを踏まえ、今後とも施策の実施内容を着実に推進していく必要がある。					
評価結果の予算要求等への反映状況	評価結果を受けて、引き続き当該施策を推進することとしたことから、前年度予算比約1億増として要求した。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名		景観に優れた国土・観光地づくりを推進する				番号	6-22		(千円)
予 算 科 目									
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額	政策評価結果等 による見直し額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	国土交通本省	景観形成推進費	景観に優れた国土・観光地づくりの推進に必要な経費	1,024,854	1,120,400	
	A	1							
	A	1							
	A	1							
	A	1							
	小計							1,024,854	1,120,400
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
小計									
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<
	C	2					<	>	<
	C	3					<	>	<
	C	4					<	>	<
小計									
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<
	D	2					<	>	<
	D	3					<	>	<
	D	4					<	>	<
小計									
合計							1,024,854	1,120,400	

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名:都市・地域整備局

政策名	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する		番号	6-22																																						
政策の概要	<p>良好な景観及び歴史資産は地域固有の資源であり、交流人口の拡大を生み、地域振興・活性化に繋がるものであることから、その保全及び活用を中心とした取組の支援を行う。</p>																																									
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 景観に優れた国土・観光地づくりの推進に向け、各施策が順調に進められており、業績指標においてもその効果が現れているところである。本政策をより広い地域において推進していくため、引き続き、地域のニーズを踏まえつつ各施策を推進していくとともに、行政だけでなく住民・事業者等と連携した取組を推進するため、本施策と併せて「景観法」の基本理念や「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の基本方針等の普及啓発に取り組むことが必要である。</p> <p>(必要性) 景観に優れた魅力ある国土・観光地づくりの推進は、地域振興・活性化の実現に効果的であることから、景観上重要な建造物や樹木、地域固有の歴史資産等の保全・活用に向けた取組を国として積極的に支援することが必要であり、引き続き、各施策を講じる必要がある。</p> <p>(効率性) 景観に優れた国土・観光地づくりの推進にあたっては、良好な景観の形成や歴史資産の保全と併せてその活用についても取り組むことが効果的であり、本施策では保全と活用を総合的に推進しているところである。また、地域からのニーズを踏まえ、効率的な施策の実施に向けて取り組んでいるところである。</p> <p>(有効性) 良好な景観形成及び歴史資産の保全・活用に向けて、平成19年度からは景観形成総合支援事業により景観重要建造物及び樹木の保全・活用に向けた取組を支援し、平成20年度からは歴史的環境形成総合支援事業により歴史的風致形成建造物の保全・活用に向けた取組を支援しているところである。これらの施策により、例えば、景観法に基づく景観計画を策定し、良好な景観の形成に向けて取組を進める地域の数は、平成19年度の92団体に対して平成20年度は152団体に増加しており、施策目標の達成に向けて順調に推移しており、本施策は有効であると評価できる。</p> <p>(反映の方向性) ・「景観法」、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の普及啓発</p>																																									
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="446 1310 1173 1960"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">景観に優れた国土・観光地づくりを推進する</td> <td>景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数</td> <td>件</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>41</td> <td>112</td> <td>80</td> <td>良好な景観は地域固有の資源であり、交流人口の拡大を生み、地域振興・活性化に繋がるものである。特に、地域の景観上重要な景観重要建造物及び景観重要樹木は、単一で交流人口の拡大の効果が大きく見込まれるものであって、その保全活用を中心とした取組を支援する事業制度(景観形成総合支援事業)を設けたことである。目標においては、このような景観重要建造物・樹木を活かした地域振興・活性化の取組につき、都道府県単位で事例が見られるものとなるよう、50件の追加指定を目指すこととし、既存の数値30件に足し合わせて80件とする。</td> </tr> <tr> <td>景観計画に基づき取組を進める地域の数</td> <td>団体</td> <td>92</td> <td>43</td> <td>92</td> <td>152</td> <td>500</td> <td>全国市区町村を対象にした景観法活用意向調査において、平成20年4月1日時点で、今後5年以内以内に景観計画を策定する意向があると回答した市区町村472団体(既に策定済・公表(告示)済みである市区町村を含む)が調査にそれを実施し、かつ、策定年度は未定であるが景観計画の策定意向を示している市区町村57団体の半数以上が5年以内に景観計画を策定した場合に達成可能となる値。</td> </tr> <tr> <td>歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村の数</td> <td>団体</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>100</td> <td>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、地域の歴史的な資産を活用したまちづくりを行う意向のある市区町村について平成20年に調査を行った結果、意向ありと回答した市区町村の数91団体にに基づき設定。</td> </tr> </tbody> </table>						達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数	件	30	30	41	112	80	良好な景観は地域固有の資源であり、交流人口の拡大を生み、地域振興・活性化に繋がるものである。特に、地域の景観上重要な景観重要建造物及び景観重要樹木は、単一で交流人口の拡大の効果が大きく見込まれるものであって、その保全活用を中心とした取組を支援する事業制度(景観形成総合支援事業)を設けたことである。目標においては、このような景観重要建造物・樹木を活かした地域振興・活性化の取組につき、都道府県単位で事例が見られるものとなるよう、50件の追加指定を目指すこととし、既存の数値30件に足し合わせて80件とする。	景観計画に基づき取組を進める地域の数	団体	92	43	92	152	500	全国市区町村を対象にした景観法活用意向調査において、平成20年4月1日時点で、今後5年以内以内に景観計画を策定する意向があると回答した市区町村472団体(既に策定済・公表(告示)済みである市区町村を含む)が調査にそれを実施し、かつ、策定年度は未定であるが景観計画の策定意向を示している市区町村57団体の半数以上が5年以内に景観計画を策定した場合に達成可能となる値。	歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村の数	団体	0	-	0	10	100
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値							目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																														
				18年度	19年度	20年度																																				
景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数	件	30	30	41	112	80	良好な景観は地域固有の資源であり、交流人口の拡大を生み、地域振興・活性化に繋がるものである。特に、地域の景観上重要な景観重要建造物及び景観重要樹木は、単一で交流人口の拡大の効果が大きく見込まれるものであって、その保全活用を中心とした取組を支援する事業制度(景観形成総合支援事業)を設けたことである。目標においては、このような景観重要建造物・樹木を活かした地域振興・活性化の取組につき、都道府県単位で事例が見られるものとなるよう、50件の追加指定を目指すこととし、既存の数値30件に足し合わせて80件とする。																																		
	景観計画に基づき取組を進める地域の数	団体	92	43	92	152	500	全国市区町村を対象にした景観法活用意向調査において、平成20年4月1日時点で、今後5年以内以内に景観計画を策定する意向があると回答した市区町村472団体(既に策定済・公表(告示)済みである市区町村を含む)が調査にそれを実施し、かつ、策定年度は未定であるが景観計画の策定意向を示している市区町村57団体の半数以上が5年以内に景観計画を策定した場合に達成可能となる値。																																		
	歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村の数	団体	0	-	0	10	100	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、地域の歴史的な資産を活用したまちづくりを行う意向のある市区町村について平成20年に調査を行った結果、意向ありと回答した市区町村の数91団体にに基づき設定。																																		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																																					
	<p>社会資本整備重点計画</p>		<p>2009年3月31日 (閣議決定)</p>		<p>本計画の計画期間中の社会資本整備については、次のとおり、「活力」「安全」「暮らし・環境」といった3つの政策目的に加え、「ストック型社会への対応」という新たな視点を加えた4つの観点から12の重点目標を設定し、その達成に向けて効果的かつ効率的な事業執行を推進する。</p>																																					